

## 5.4 国際海上コンテナの陸上輸送問題

### 5.4.1 国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策

国土交通省自動車局等は、国際海上コンテナの陸上運送における安全確保を図るため、平成 25(2013)年 6 月、「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」において、新たな「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」および「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定し、同年 8 月から運用開始した。

同ガイドラインおよびマニュアルには、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために関係者が実施すべき主な取組として以下が記されている。

- (1) コンテナトレーラーの安全運転
  - ・安全な速度、適切な運転操作での安全運転
  - ・緊締ロックの徹底 等
- (2) コンテナ情報の伝達
  - ・重量、品目、梱包等の情報伝達
  - ・危険物等に関する情報伝達
- (3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置
  - ・入港前までの書面による事前確認
  - ・入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正
- (4) コンテナへの貨物の積付け
  - ・輸入コンテナの発荷主への適切な積付けの依頼
  - ・輸出コンテナの適切な積付け

当協会は、同安全対策会議に参画し、船社に費用的な負担や物流に支障を来すようなことのないよう努めている。